

本学に対する寄付金の優遇税制について

☆所得税法上の優遇措置

税額控除と所得控除のいずれか一方を選択することができます。いずれの控除を受ける方が有利かは、所得金額や寄付金額によって異なります。

1. 税額控除（公益社団法人等への寄付）

総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額の40%を上限として、その年の寄付金から2千円を差し引いた金額に40%を乗じた額の所得税額控除を受けることができます。

ただし、控除される所得税額は、年間所得税額の25%までとなります。

2. 所得控除（特定公益増進法人への寄付）

総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額の40%を上限として、その年の寄付金から2千円を差し引いた額の所得控除を受けることができます。

3. 控除を受けるための手続き

寄付を支払った翌年の申告期限内に所轄税務署において確定申告を行ってください。

- ①国際医療福祉大学が発行した寄付金領収書
- ②税額控除に係る証明書（写）
- ③特定公益増進法人証明書（写）

※②は税額控除を、③は所得控除を選択されたときに必要となります。

上記書類は確定申告書に添付しなければなりませんので、大切に保管してください。

☆個人住民税の税額控除

税額控除の対象寄付金として条例で指定している都道府県・市町村にお住まいの方（注）は、個人住民税の税額控除の適用を受けることができます。

（注）寄付金を支払った翌年の1月1日に対象地域に居住している必要があります。

下記の県・市町村以外につきましては、恐れ入りますがお住まいの県・市町村へお問い合わせください。

1. 対象地域

現在、指定が確認されている都道府県及び市町村は下記のとおりです。

- 栃木県 大田原市、那須塩原市、矢板市
- 千葉県 成田市
- 神奈川県 小田原市
- 福岡県 福岡市、大川市、柳川市

2. 寄付金に係る個人住民税の控除額

各都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金のうち、総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額の30%を上限として、2千円を超える部分に税額控除率を乗じた額について税額控除されます。

○県民税 $(\text{その年の寄付金額} - 2\text{千円}) \times 4\%$

○市町村民税 $(\text{その年の寄付金額} - 2\text{千円}) \times 6\%$

※お住まいの都道府県及び市区町村の双方が指定した寄付金の場合は10%です。

例えば、栃木県大田原市に居住されている方は、県民税と市民税の両方の税額控除を受けることができますが、栃木県宇都宮市に居住されている方は、県民税のみ税額控除を受けることができます。

※政令市在住の方は、平成30年度以降の住民税（平成29年1月1日以降の寄付）より控除率が県民税2%、市民税8%に変更となります。詳細はお住いの市の住民税担当部署へお問い合わせください。

3. 控除を受けるための手続き

所得税の確定申告書に必要事項を記入することにより行えます。

なお、所得税の確定申告を行わず、住民税の税額控除のみを受けようとするときは、市町村（注）に対する簡易な申告によることができます。

詳しくは、税務署または市町村担当窓口にお尋ねください。

（注）県民税のみの控除のときも、お住まいの市町村が申告書提出窓口になります。

優遇税制についてのお問い合わせ窓口

国際医療福祉大学 東京事務所 未来研究支援センター 基金担当

〒107-8402 東京都港区赤坂 4-1-26（東京赤坂キャンパス内）

Tel 03-5574-3811 email:iuhw-kikin@iuhw.ac.jp